

## 大分共同発電所 3 号機増設計画

環境影響評価準備書についての意見の概要と当社の見解

平成 23 年 10 月

大分共同火力株式会社

# 目 次

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧     | 1 |
| (1) 公告の日               | 1 |
| (2) 公告の方法              | 1 |
| (3) 縦覧場所               | 1 |
| (4) 縦覧期間               | 1 |
| (5) 縦覧者数               | 2 |
| 2 環境影響評価準備書についての説明会の開催 | 2 |
| (1) 開催日時               | 2 |
| (2) 開催場所               | 2 |
| (3) 来場者数               | 2 |
| 3 環境影響評価準備書についての意見の把握  | 2 |
| (1) 意見書の提出期間           | 2 |
| (2) 意見書の提出方法           | 2 |
| (3) 意見書の提出状況           | 2 |

|  |   |
|--|---|
| 第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見<br>の概要とこれに対する当社の見解 | 3 |
|--|---|

## 添付資料

|  |    |
|--|----|
| ・日刊新聞に公告した内容（資料－1）                             | 7  |
| ・大分市の広報紙「市報おおいた」（2011.8.15号）掲載記事（資料－2）         | 8  |
| ・当社ホームページに掲載したお知らせ（資料－3）                       | 9  |
| ・「大分共同発電所3号機増設計画に係る環境影響評価準備書」<br>に対する意見書（資料－4） | 10 |

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨その他事項を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

平成23年8月3日（水）

#### (2) 公告の方法

① 平成23年8月3日（水）付けの次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した（資料-1参照）。

|               |                |                |
|---------------|----------------|----------------|
| 大分合同新聞（朝刊）    | 毎日新聞（大分県版、朝刊）  | 朝日新聞（大分県版、朝刊）  |
| 読売新聞（大分県版、朝刊） | 日本経済新聞（西部版、朝刊） | 西日本新聞（大分県版、朝刊） |

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

a. 大分市の広報紙「市報おおいた」（平成23年8月15日発行）に掲載（資料-2参照）。

b. 当社ホームページに平成23年8月2日（火）から9月16日（金）まで掲載（資料-3参照）。

#### (3) 縦覧場所

自治体の庁舎4箇所、当社関連会社の施設1箇所、計5箇所にて縦覧を実施した。

##### ① 自治体の庁舎

- ・大分県庁舎別館5階 生活環境部生活環境企画課（大分市大手町三丁目1番1号）
- ・大分市役所 第2庁舎1階（大分市荷揚町二丁目31番）
- ・大分市役所 鶴崎支所（大分市東鶴崎一丁目2番3号）
- ・大分市役所 明野出張所（大分市明野東一丁目1番1号）

##### ② 当社関連会社の施設

- ・新日本製鐵株式会社大分製鐵所コミュニケーションセンター（大分市大字西ノ洲1番地）

#### (4) 縦覧期間

平成23年8月3日（水）から9月2日（金）までとした。

なお、新日本製鐵株式会社大分製鐵所コミュニケーションセンターでは、縦覧期間終了後も平成23年9月16日（金）まで閲覧できるようにした。

##### ① 自治体の庁舎

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日は除く）

##### ② 当社関連会社の施設

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日は午前10時から午後3時まで）

|                              |      |
|------------------------------|------|
| (5) 縦覧者数                     |      |
| 総 数                          | 93 名 |
| (内 訳)                        |      |
| ① 自治体の庁舎                     |      |
| ・大分県庁舎 別館5階 生活環境部生活環境企画課     | 2 名  |
| ・大分市役所 第2庁舎1階                | 19 名 |
| ・大分市役所 鶴崎支所                  | 16 名 |
| ・大分市役所 明野出張所                 | 46 名 |
| ② 当社関連会社の施設                  |      |
| ・新日本製鐵株式會社大分製鐵所コミュニケーションセンター | 10 名 |

## 2 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った（資料-1 参照）。

### (1) 開催日時

平成 23 年 8 月 24 日（水）18 時 30 分から 20 時 20 分まで

### (2) 開催場所

コンパルホール1階 文化ホール（所在地：大分市府内町一丁目5番38号）

### (3) 来場者数

47 名

## 3 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する方の意見書の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

平成 23 年 8 月 3 日（水）から 9 月 16 日（金）までの間  
（縦覧期間及びその後 2 週間）

### (2) 意見書の提出方法（資料-4 参照）

- ① 縦覧場所備付の意見箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

### (3) 意見書の提出状況

提出された意見は、9 件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、準備書について、環境の保全の見地から提出された意見は、9件であった。

「環境影響評価法」第19条に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

1 大気質

| No. | 意見の概要   | 当社の見解  |
|-----|---|--|
| 1   | <p>諸対策をとって、排出物は減らすようにしていることは理解するが、それでもその排出量は微増となる。</p> <p>環境基準は測定局でクリアしているとしても、貴社の排気がぶつかる明野・猪野地区や、新日鉄大分製鉄所の高炉やコークス炉から南南西に10km前後の地域に、測定局が存在しない、という、測定体制に欠陥がある現況を「適合している」と評価しているのか、という問題がある。本準備書のNO<sub>2</sub>、SO<sub>2</sub>、浮遊粒子状物質が最も増加すると予測している区域には、南南西10km前後の地点はもちろん、さらにその風下の大分市と臼杵市の境界域に至るまで測定局がない。現況が環境基準に適合しているというデータが存在しないところに、比較的高い濃度の排出物が流れるのに「環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価している」というのは根拠がない。</p> <p>現況の改善でなく、「悪くなるのはほんの少し」では、環境影響評価として不十分であると考えている。</p> | <p>3号機運転による二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)、二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)の年平均値寄与濃度予測結果は、対象事業実施区域の南南西10km地点の近傍にある一般環境大気測定局の敷戸小学校局で、SO<sub>2</sub>が0.00009ppm、NO<sub>2</sub>が0.00004ppm、SPMが0.00002mg/m<sup>3</sup>となっています。この3号機寄与濃度は、敷戸小学校局で測定されたバックグラウンド濃度<sup>注</sup>SO<sub>2</sub>0.004ppm、NO<sub>2</sub>0.008ppm、SPM0.021mg/m<sup>3</sup>に比べて小さい値となっています。</p> <p>3号機運転による年平均値寄与濃度の最大着地濃度は、対象事業実施区域の南約7.3kmの地点に出現し、近傍には一般環境大気測定局の大東中学校局があります。そこでの3号機寄与濃度は、寄与濃度の最大着地濃度とほぼ同じ値となっており、SO<sub>2</sub>が0.00016ppm、NO<sub>2</sub>が0.00008ppm、SPMが0.00005mg/m<sup>3</sup>です。この3号機寄与濃度は、大東中学校局で測定されたバックグラウンド濃度<sup>注</sup>SO<sub>2</sub>0.005ppm、NO<sub>2</sub>0.009ppm、SPM0.024mg/m<sup>3</sup>に比べて小さい値となっています。</p> <p>注：バックグラウンド濃度は平成17～21年度の年平均値の平均値</p> |
| 2   | <p>NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>の増加による悪臭が気になります。大丈夫でしょうか。</p>   | <p>NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>は、「悪臭防止法」の規制物質(特定悪臭物質)には指定されていませんが、3号機のNO<sub>x</sub>対策として設置する排煙脱硝装置で使用するアンモニアは特定悪臭物質に指定されています。</p> <p>アンモニアの使用に当たっては、NO<sub>x</sub>と未反応の残留アンモニアが臭気となりますので、NO<sub>x</sub>発生量に見合う適正な注入を行います。</p> <p>大分製鉄所の敷地境界では、大分県、大分市と対象事業実施区域を統括する新日本製鐵株式会社大分製鉄所の三者間で締結する公害防止協定に基づき、定期的(4回/年以上)に悪臭物質を測定し、公害防止協定の基準値である6段階臭気強度表示法の2(何の臭いであるかわかる弱い臭い)以下であることを確認しており、3号機増設後においても基準値2以下になるように努めます。</p>  |

## 2 水質

| No. | 意見の概要   | 当社の見解  |
|-----|---|--|
| 3   | <p>排水量は、最大値においては桁違いに増える見通しで、濃度管理で大丈夫か、という不安が残る。新日鉄大分製鉄所を含めた総量管理を行うべきだ。</p> <p>予測は、総量を織り込んでしてあるが、「拡散範囲に含まれない」環境基準点で評価することに実質的な意味があるのか。</p> <p>本準備書第3.1-11図(1)、(2)から見て、田の浦や佐賀関地区の海水浴場についての環境影響評価も行うべきである。法令上の義務があるかどうかは、ここでは問題ではない。人の健康に影響が出る可能性のあるところは、すべて環境影響評価の対象とすべきである。</p> <p>排出物総量においても、海水中に拡散すればほとんど影響がない、という評価となっているが、市民感覚として大分川、乙津川や別府湾の水がきれいだと思っている事実はない。すでにきれいでない水が、さして汚れません、では、環境影響評価として納得できない。</p>  | <p>一般排水量は、現状の日最大排水量250m<sup>3</sup>/日から3号機増設後は4,026m<sup>3</sup>/日へ増加する計画ですが、その増加量は、主に冷却塔循環水ブロー水3,715m<sup>3</sup>/日によるものです。</p> <p>当社発電所からの排水は、6号排水口から大分製鉄所の排水とともに排出しており、公害防止協定に基づき、大分製鉄所が総量管理を行っています。</p> <p>3号機一般排水の周辺海域への拡散範囲について予測した結果、6号排水口から200mまでの拡散となっており、最寄りの水域環境基準点(6号排水口から約500m地点)まで達しません。</p> <p>従って、6号排水口から10km以上離れている田の浦や佐賀関地区の海水浴場については、一般排水による影響はないと考えます。</p> |
| 4   | <p>量は少なくとも、取水時よりも10℃も高い冷却に用いた排水を出すことになる。既存設備から7℃も高い排水が出ているのも、合わせて問題である。</p> <p>この温度差からエネルギーを生むことができる、と聞いたことがある。御社のみならず、新日鉄の既存の設備から出ている7℃程度高い排水も含めて、海温上昇を抑制するためのエネルギー化をして、より低い水温にして排出すべきだ。</p> <p>水温上昇は、3号機が法令の想定する海水冷却方式をとらず、淡水循環式冷却方式を採用したため、環境影響評価を行わない、とのことで、海水冷却方式と比較して極めて少量の冷却塔ブロー水を排出するのみということから、環境影響評価を行わない、という判断には一定の根拠があると考える。ただし、準備書第6.1-1表の「温排水を放出しない」という記述は、3号機増設に伴う新たな排水のほとんどが冷却塔ブロー水であるのだから、不正確である。</p> <p>一定の根拠はあっても、現況の海水温は地球温暖化の影響をすでに受けているものであり、これ以上の海水温の上昇が起こるのか否かが検討されていないことには問題があると考える。</p> <p>つまり、法令が想定していない問題までも、地球温暖化問題は提起しているものであり、現在、環境影響評価を行う際にはそこまで視野におさめるべきであるから、水温上昇も環境影響評価項目に加えるべきである。</p> | <p>3号機の復水器冷却方式は、冷却塔による淡水循環冷却方式を採用します。冷却塔の循環水ブローは、復水器等で熱交換し温度が上昇した循環水を外気と接触させて冷却した後、その一部を排水するもので、排水温度は高くなる夏場(外気温度30℃)でも28℃程度です。</p> <p>循環水ブロー水量は、既設発電所排水量の0.21%(大分製鉄所の排水量を含めた全体の0.16%)と少量です。</p> <p>既存設備の復水器冷却水(海水)は、公害防止協定に基づいて、6号排水口において取放水温度差7℃以下で排水しており、3号機冷却塔の循環水ブロー水を加えても、現状と同様に、取放水温度差7℃以下で排水しますので、周辺海域へ影響を及ぼすものではないと考えております。</p>  |

### 3 温室効果ガス

| No. | 意見の概要  | 当社の見解   |
|-----|--|---|
| 5   | <p>温室効果ガスが、3号機の増設で18.8%増加することになっており、京都議定書やポスト京都議定書へむけた日本政府中期目標の観点から見れば、ゆゆしき増加量と考える。</p> <p>3号機での排出原単位の低下は評価するが、増設であるため温室効果ガスが増加するのは容認しがたい。排出原単位の高い既設の施設に追加対策を行い、温室効果ガス配収量の総量の削減に取り組むべきで、さもなければ増設を行うべきではない。</p> <p>そもそも、自主行動計画や自主目標が排出原単位で定められているのが、京都議定書の趣旨にそぐわないものである。</p> <p>企業活動が活発になれば、排出総量が増大することを防止することができないからである。したがって、自主行動計画や自主目標を環境影響評価の基準にすべきではない。</p> | <p>今回の3号機増設計画は、大分製鐵所の高炉拡大改修等による年間粗鋼生産量 1,000 万トン体制構築（平成 22 年）に伴い発生している余剰ガス（燃焼放散ガス）が、今後の生産拡大で更に増加することが見込まれることから、増加する余剰の副生ガスを有効利用し発電するものです。</p> <p>当社に係るCO<sub>2</sub>排出量の扱いは、当社への出資会社で、発電した電力の供給先である新日本製鐵株式会社及び九州電力株式会社が分担しております。</p> <p>両社のCO<sub>2</sub>排出抑制の取り組みについては、「京都議定書目標達成計画」（平成 20 年 3 月 28 日 全部改定）で示されている〈エネルギー原単位〉、〈エネルギー消費量〉、〈CO<sub>2</sub>排出原単位〉、〈CO<sub>2</sub>排出量〉の4通りの指標から、新日本製鐵株式会社はエネルギー使用量の削減目標を踏まえたCO<sub>2</sub>排出量の削減、九州電力株式会社は使用端CO<sub>2</sub>排出原単位の低減に取り組んでいます。</p> |
| 6   | <p>自治体や国との公害防止協定ないし環境保全協定に、温室効果ガスの総量規制を盛り込むべきだ。</p> <p>排出権取引は、政府・自治体との公的協定なしにはできないのであるから、貴社が率先して取り組むつもりはないか。</p>   | <p>当社に係るCO<sub>2</sub>排出量の扱いは、当社への出資会社で、発電した電力の供給先である新日本製鐵株式会社及び九州電力株式会社が分担しており、両社のCO<sub>2</sub>排出抑制の取り組みの中で扱われることになっています。</p>   |

#### 4 その他

| No. | 意見の概要  | 当社の見解  |
|-----|--|--|
| 7   | <p>実質的な審査機関は経済産業省原子力・安全保安院だが、周知のように、保安院は福島原発事故において当事者能力がないことを露呈しており、安全性や環境影響評価の客観的で科学的な審査が保安院にあるかどうか、能力の点で疑問である。</p>   | <p>3号機増設計画に係る環境影響評価は、「環境影響評価法」及び「電気事業法」に基づいて、適正に手続きを行っております。</p>   |
| 8   | <p>東日本大震災で見られたような、地震、津波、原発事故などの事態の際の環境影響評価を行うべきである。</p> <p>法令がそれを想定していようとまいと、「3・11後」の環境影響評価ではこれは必須と考える。</p>  | <p>3号機増設計画に係る環境影響評価は、「環境影響評価法」及び「電気事業法」に基づいて、適正に手続きを行っております。</p> <p>3号機増設計画に当たりましては、関係法令及び技術基準等を遵守した設計及び建設工事並びに発電所の運営に努めます。</p>  |
| 9   | <p>新增設機は、最新式であるだけに不測の事態や想定外の事態が起こりかねない。新日鉄大分製鉄所の5コークス炉の稼働開始時の不具合発生の教訓である。</p> <p>3号機稼働開始時にも、不測の事態や想定外の事態が発生した場合の対応はどうなっているのか。また、不具合などが予想される場合には、事前に住民にそれを知らせるべきである。</p> <p>新日鉄大分製鉄所では、事前に有視煙などの発生が可能性として予測できる状況であっても、実際に発生してから、そのことを近隣地域の住民に指摘されるまで、住民や行政に詳細を報告することすらしてこなかったことが、近隣地域住民の不信を招いていることに学ぶべきである。</p> | <p>新日本製鐵株式会社大分製鐵所においては、過去の新規施設稼働開始時における環境保全上の不具合発生等に対し、行政の指導の下、対策の見直しや対策の取組み状況の公表に努め、対応しています。</p> <p>当社3号機に導入する副生ガス焚きコンバインドサイクル発電設備は、既に他発電所で導入実績があり問題なく運転しておりますが、3号機運転開始後、万一、環境保全上影響を及ぼす不具合が発生した場合、当社は速やかに関係機関へ報告し、的確な対応に努めます。</p> |



日刊新聞に公告した内容

平成23年8月3日(水)掲載

- ・大分合同新聞(朝刊)
- ・毎日新聞(大分県版、朝刊)
- ・朝日新聞(大分県版、朝刊)
- ・読売新聞(大分県版、朝刊)
- ・日本経済新聞(西部版、朝刊)
- ・西日本新聞(大分県版、朝刊)

新聞掲載記事

## お知らせ

環境影響評価法に基づき、大分共同発電所3号増設計画に係る環境影響評価準備書の作成及び環境影響評価書の提出について、次のとおりお知らせいたします。

平成二十三年八月三日 大分共同火力株式会社 代表取締役社長 股上守

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称 大分共同火力株式会社  
代表者 代表取締役社長 股上守  
所在地 大分県大分市大字西ノ洲一帯地

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 大分共同発電所3号増設計画  
種類 ガスタービン及び汽力  
規模 一四万五千キロワット

【対象事業が実施されるべき区域】

大分県大分市大字西ノ洲一帯地

【関係地域の範囲】

大分県大分市

【縦覧】

【縦覧場所】

大分県庁舎五階 生活環境部生活環境企画課(大分市大字町二一〇)  
大分市役所第二庁舎一階(大分市苅野町二二三)  
大分市役所環境支所(大分市東鶴岡二二二三)  
大分市役所明野出張所(大分市明野東二一〇)  
新日本製鐵株式会社大分製鐵所コミュニケーションセンター(大分市大字西ノ洲一帯地)

【縦覧期間】

平成二十三年八月三日(水)から(土曜日、日曜日は除く)  
平成二十三年九月二日(金)まで  
ただし、コミュニケーションセンターでは土曜日、日曜日を省略  
九月十六日(金)まで、無いいただきます。

【縦覧時間】

午前九時から午後五時まで  
ただし、土曜日、日曜日のコミュニケーションセンターでは午前十時から午後三時まで

【意見書の提出】

「環境影響評価準備書」について、環境の保全の観点からご意見をお持ちの方は、事業説明に際して意見書を郵送していただくか、縦覧場所に備え付けの用紙に記入のうえ、縦覧席にご提出ください。

【意見書の記載事項】

- ・氏名及び住所  
(個人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称
- ・環境影響評価準備書についての環境保全の観点からのご意見  
(日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください。)

【意見書の提出期限】

平成二十三年九月十六日(金)まで(当日納印有効)

【意見書の提出先】

〒八七〇一九〇二 大分県大分市大字西ノ洲一帯地  
大分共同火力株式会社 建設本部 環境アセスメント課宛  
TEL 〇九七五五八一四三三四

【説明会を開催する日時及び場所】

日時 平成二十三年八月二十四日(火) 午後六時三十分~午後八時三十分  
場所 コンパルホール一階文化ホール(大分市府内町二丁目五十三八)

【お問い合わせ先】

大分共同火力株式会社 建設本部 環境アセスメント課 宛  
TEL 〇九七五五八一四三三四  
お問い合わせは、平日の午前九時から午後五時までお願いします。

大分市の広報紙「市報おおいた」(2011.8.15号)掲載記事

**「大分共同発電所3号機  
増設計画に係る環境影響  
評価準備書」の縦覧  
および説明会**

◆縦覧日時 ①9月2日(金)まで  
午前9時～午後5時(土・日曜日  
を除く) ②9月16日(金)まで  
(土・日曜日は午前10時～午後3  
時) ◆縦覧場所 ①市役所本  
庁舎1階、鶴崎支所、明野出張  
所、県生活環境企画課 ②新日  
本製鐵(株)コミュニケーションセン  
ター ◆意見受付期間 9月16  
日(金)まで ◆説明会日時・場所  
8月24日(水) 午後6時30分～8  
時30分 コンパルホール1階  
文化ホール 問 大分共同火力  
㈱環境アセスメント課(☎55  
8・43334)

**当社ホームページに掲載したお知らせ**  
 (平成23年8月2日(火)～9月16日(金)まで掲載)

平成23年8月2日  
 大分共同火力株式会社

**「大分共同発電所3号機増設計画 環境影響評価準備書」の届出・送付及び縦覧・説明会について**

当社は、本日、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「大分共同発電所3号機増設計画 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」という。)を経済産業大臣に届け出るとともに、大分県知事、大分市長に送付いたしました。

また、8月3日(水)から地域の皆さまに「準備書」の縦覧を行うとともに、8月24日(水)に大分市コンパルホールにおいて説明会を開催いたします。

当社は、新日本製鐵株式会社大分製鐵所から発生する副生ガス(高炉ガス及びコークス炉ガス)の他、重油を燃料として発電を行っており、大分製鐵所での高炉の拡大改修等による副生ガス増加と電力使用量増加に対応して、増加する副生ガスを有効利用する3号機の増設を計画いたしました。

3号機の増設に当たっては、最新鋭の発電システムで発電効率に優れているコンバインドサイクル発電方式とし、副生ガス増加量に見合う発電設備(発電出力14.5万kW)としました。

今回の届出・送付した「準備書」は、本事業の実施に伴う環境影響について調査・予測・評価した結果を取りまとめたものです。「準備書」の内容を要約した「環境影響評価準備書のあらまし」を添付しておりますので、ご一読いただき皆さまのご理解を賜りますようお願い申し上げます。

**<計画の概要>**

名 称：大分共同発電所3号機増設計画  
 所 在 地：大分県大分市大字西ノ洲一番地  
 発 電 方 式：コンバインドサイクル発電方式  
 発電設備出力：14万5千キロワット  
 使 用 燃 料：副生ガス  
 発電端熱効率：46.5% (低位発熱量基準)  
 運転開始時期：平成27年2月(予定)

**<準備書の縦覧及び説明会の日時等>**

○ 準備書の縦覧

場所 自治体庁舎：大分県生活環境企画課、大分市役所、大分市鶴崎支所、大分市明野出張所  
 そ の 他：新日本製鐵株式会社大分製鐵所 コミュニケーションセンター  
 期間 自治体庁舎：平成23年8月3日(水)から9月2日(金)まで (土曜日・日曜日を除く)  
 そ の 他：平成23年8月3日(水)から9月16日(金)まで (土曜日・日曜日を含む)  
 時間 午前9時から午後5時まで  
 (大分製鐵所コミュニケーションセンターの土曜日・日曜日は、午前10時から午後3時まで)

○ 説明会の開催

日時 平成23年8月24日(水) 18時30分～20時30分  
 場所 コンパルホール1階文化ホール (大分市府内町1丁目5番38号)  
 お問い合わせ先 大分共同火力株式会社 建設本部 環境アセスメント課 電話097-558-4334  
 (説明会の参加に当たっては、事前のお申し込みは不要です)

以 上

添付資料：大分共同発電所3号機増設計画 環境影響評価準備書のあらまし

「大分共同発電所3号機増設計画に係る環境影響評価準備書」に対する意見書

平成 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
ご住所 \_\_\_\_\_

(ふりがな)  
ご氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

環境影響評価法第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から次のとおり意見を提出する。

| ご意見の項目  | ご意見の内容及びその理由<br>(日本語により意見の理由を含めてご記入して下さい) |
|---|---|
| <p>【項目の例】<br/>大気質、騒音・振動、水質、動物・植物、景観、温室効果ガス等</p> |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |

- 注：1. 環境影響評価法施行規則第12条の規定により、必ずお名前及び住所の記入をお願いします。  
なお、この用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。  
2. この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別のA4用紙に記入してください。

【ご意見の提出方法及び提出先】

縦覧場所に備え付けの「ご意見箱」に投函下さい。郵送の場合は、以下のあて先まで提出期間内にお送り下さい。

〒870-0902 大分市大字西ノ洲一番地

大分共同火力株式会社 建設本部 環境アセスメント課

【ご意見の提出期間】

平成23年8月3日（水）から平成23年9月16日（金）まで[郵送の場合は、当日消印有効]

